

寝屋川市入札参加資格審査申請書
変更届 整理カード
(測量・建設コンサルタント等)

業者番号 (記入不要)	
(商号又は名称)株式会社寝屋川設計	

■営業年数等

営業年数	10	年
------	----	---

■常勤職員の数

技術職員	12	人
事務職員	3	人
その他の職員	2	人
計	17	人

■自己資本金

資本金	25,000	千円
自己資本額	180,000	千円

■年間平均実績高	直前2年度分決算	直前1年度分決算	直前2年間平均
測量	追加・変更する業種の内容のみ入力してください。		千円
建築関係建設コンサルタント			千円
土木関係建設コンサルタント	千円	千円	千円
地質調査	73,000 千円	50,000 千円	61,500 千円
補償関係コンサルタント	85,000 千円	62,000 千円	73,500 千円
その他	10,000 千円	8,000 千円	9,000 千円
計	178,000 千円	120,000 千円	144,000 千円

■登録業種及び部門

測量	☐	010 測量一般 ☐ 020 地図の調整 ☐ 030 航空測量									
建築関係建設 コンサルタント	☐	010 建築一般	☐ 020 意匠	☐ 030 構造	☐ 040 暖冷房	☐ 050 衛生					
	☐	060 電気	☐ 070 建築積算	☐ 080 機械積算	☐ 090 電気積算	☐ 100 工事監理 (建築)					
	☐	110 工事監理 (電気)	☐ 120 工事監理 (機械)	☐ 130 調査	☐ 140 耐震診断	☐ 150 地区計画及び 地域計画					
土木関係建設 コンサルタント	☐	010 河川、砂防及 び海岸・海洋	☐ 020 港湾及び空港	☐ 030 電力土木	☐ 040 道路	☐ 050 鉄道					
	☐	060 上水道及び 工業用水	☐ 070 下水道	☐ 080 農業土木	☐ 090 森林土木	☐ 100 水産土木					
	☐	110 廃棄物	☐ 120 造園	☐ 130 都市計画及び 地方計画	☐ 140 地質	☐ 150 土質及び基礎					
	☐	160 鋼構造及び コンクリート	☐ 170 トンネル	☐ 180 施工計画・施 工設備及び積算	☐ 190 建設環境	☐ 200 機械					
	☐	210 電気電子	☐ 220 交通量調査	☐ 230 環境調査	☐ 240 経済調査	☐ 250 分析・解析					
	☐	260 宅地造成	☐ 270 電算関係	☐ 280 計算業務	☐ 290 資料等整理	☐ 300 施工管理					
地質調査	☒	010 地質調査									
補償関係 コンサルタント	☒	010 土地調査	☒ 020 土地評価	☐ 030 物件	☐ 040 機械工作物	☐ 050 営業補償・ 特殊補償					
	☐	060 事業損失	☐ 070 補償関連	☒ 080 総合補償	☐ 090 不動産鑑定						

■有資格者数

測量		測量工			測量工補		
建築関係建設 コンサルタント		構造設計 一級建築士		設備設計 一級建築士		一級建築士	
		建築積算士(建築積算資格者)				建築設備士	
土木関係建設 コンサルタント		技術士 機械部門		技術士 電気電子部門		技術士 建設部門	
		技術士 水産部門		技術士 情報工学部門		技術士 応用理学部門 (地質)	
		技術士 総合技術監理部門(地質を除く)			一級土木施工 管理技士		技術士 農薬部門
		第一種伝送交換 主任技術者		線路 主任技術者		R C C M	
地質調査		技術士 建設部門(土 質及び基礎)		技術士 応用理学部門 (地質)		5	地質調査技士
補償関係 コンサルタント		不動産鑑定士	3	土地家屋調査士		司法書士	15

【営業年数】
商業登記簿謄本及び現況報告書に記載のある年を基準に計算し、**1年未満の端数は切り捨て**てください。
※**個人**事業主の創業から営業年数を加算したいという場合は、開業届等確認できる書類が提出できる場合のみ可能で

【常勤職員の数】
申請日の直前の営業年度の終了日において常時雇用している従業員数を入力してください。
①技術職員 ②事務職員…専ら測量・建設コンサルタント等に従事している職員 ③その他の職員…①②以外の職員
技術職員と事務職員を兼ねている場合は、主に従事しているもののみに計上してください。

【資本金】
※法人の場合
商業登記簿謄本及び現況報告書に記載の金額を入力してください。
※個人の場合
0を入力してください。
【自己資本額】
申請日の直前の決算による金額を入力してください(**千円未満は切り捨て**)。
※法人の場合
株主資本等変動計算書の純資産合計額の当期末残高の数値を入力してください(評価・換算差額等及び新株予約権の額を含みます)。
※個人の場合
所得税青色申告決算書(一般用)の決算書4ページの貸借対照表(資産負債調)に記載している負債・資本の部の「事業主借」「元入金」「青色申告特別
控除前の所得金額」の合計額から、資産の部の「事業主貸」を引いた金額を入力してください。金額の記載がない場合は、0を入力してください。

【年間平均実績高】
直前2年度分決算は、直前1年度分決算の前年度1年間の決算における実績高を入力してください(**千円未満は四捨五入**)。
直前1年度分決算は、申請日の直前の営業年度1年間の決算における実績高を入力してください(**千円未満は四捨五入**)。
※複数の業種(測量、建築コンサル、土木コンサル、補償コンサル等)で登録を希望し、その中に測量が含まれる場合は、測量の年間実績高は「**測量法
第55条の8の規定に基づく書類**」の損益計算書の売上高を入力してください。
※登録を希望する業種以外の業種の実績高は「その他」へ入力し、**決算書の売上高の合計と「計」は必ず一致**するようにしてください。

※法人の場合
損益計算書の売上高(完成業務収入)を入力してください。
※個人の場合
所得税青色申告決算書(一般用)の売上(収入)金額を入力してください。

【登録業種及び部門】
追加で希望する業種にチェックを入れてください。
「土木関係建設コンサルタント」の部門010～210
「地質調査」の部門010
「補償関係コンサルタント」部門010～080
を希望する方は「国土交通省確認済」の押印がある**最新の現況報告書の全文コピー**がなければ希望することはできません。

※「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。また
測量を含む複数の業種で登録を希望する場合は、「**測量法第55条の8の規定に基づく書類**」の提出が必要です。
※「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。登録がない
場合でも「建築一般」以外の部門は希望することができます。
※「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することは
できません。
※計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録を受けている場合は、計量証明事業者であることを証する書面を提出してください。

【有資格者数】
追加で希望する業種の有資格者数のみ入力してください。
※1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。(技術士、環境計量士、RCCM、地質調査技士及び補償業務管理士
(総合補償士)について、1人で複数部門の資格を有している場合を含む。)
※技術士において同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して計上してください。ただし、1人で同一種類である「1・2級」、「士、士
補」の資格を有している場合は、上位のものにのみ計上してください。
※1級建築士の免許を受けているものが、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士の欄には
計上しないでください。構造設計・設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して入力してください。
※有資格者数に合致する「技術者経歴書」を提出してください。
※土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録を受けている場合は、土地家屋調査士であることを証する書面(土地家屋調査士が2人
以上所属しているときは、1人のみで可)を提出してください。
※司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合は、司法書士であることを証する書面(司法書士が2人以上所属しているとき
は、1人のみで可)を提出してください。